○農林水産省告示第千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県松阪市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松阪市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千五十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年七月三十日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5858号	ジャイロコンパス	TG—8200	東京計器株式会社	東京都大田区羽田空港一丁目1番4号
第5859号	〃	TG—8300	〃	〃
第5860号	ジャイロコンパスのレピータ	RP—61—1	〃	〃

○国土交通省告示第千五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　熊本都市計画道路事業1・4・6号中九州横断道路大津熊本線

三　事業施行期間　自令和五年二月十五日至令和八年八月十七日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○国土交通省告示第千六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　大津都市計画道路事業1・4・1号中九州横断道路大津熊本線及び熊本都市計画道路事業1・4・6号中九州横断道路大津熊本線

三　事業施行期間　自令和六年十二月十日至令和八年八月十七日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第五十九号

令和二年四国地方整備局告示第五十四号により定めた肱川水系肱川及び矢落川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第五項の規定により準用する同条第四項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第三条の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び大洲河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年八月十七日

四国地方整備局長　奥田　晃久

○四国地方整備局告示第六十号

平成二十八年四国地方整備局告示第七十七号により定めた那賀川水系那賀川及び派川那賀川・桑野川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第五項の規定により準用する同条第四項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第三条の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び那賀川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年八月十七日

四国地方整備局長　奥田　晃久

国会事項

参議院

報告、勧告及び意見書受領

八月七日人事院総裁から、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等に基づく公務員人事管理についての報告、一般職の職員の給与についての報告、勧告及び一般職の職員の勤務時間及び休暇についての勧告並びに国家公務員災害補償法の改正についての意見を受領した。

人事異動

内閣

検事長

検事総長に任命する

検事　川原　隆司

同　伊藤　栄二　同　竹内　寛志

同　小池　隆　同　加藤　俊治

同　森本　加奈

検事長に任命する（各通）

検事　新河　隆志

次長検事に任命する

松居　眞司　大隅　洋

石月　英雄　北川　克郎

特命全権大使に任命する（各通）

検事総長　歌本　直美

次長検事　山元　裕史

検事長　菊池　浩

同　浦田　啓一　同　山本真千子

同　瀬戸　毅

願に依り本官を免ずる（各通）（以上八月十二日）

法務省

安倍　嘉一　池田　悠　石田　信平

石田　眞得　一ノ澤直人　井上　武史

今津　幸子　宇藤　崇　浦田　悠一

遠藤　啓之　太田　晃詳　大槻　文俊

大林　啓吾　岡庭　幹司　尾島　茂樹

小田　勇一　大日方信春　笠原　武朗

片桐　直人　金子　敏哉　金子　直史

亀井源太郎　河原　俊也　神前　禎

岸本　太樹　北島　典子　北見　宏介

木村　琢麿　金　春　櫛橋　明香

黒川　由子　小池信太郎　髙　秀成

小林　彩子　齊藤　高広　酒井　博行

柴田　憲司　志甫　治宣　白石　友行

杉原　則彦　杉本　一敏　杉本　好央

鈴木　隆元　瀬戸口壮夫　園田　賢治

滝澤紗矢子　竹中　悟人　田澤　元章

田中　良弘　玉井　利幸　田山　聡美

土田　亮　鶴田　滋　手賀　寛

道垣内正人　戸部　真澄　友岡　史仁

豊田　兼彦　中林　暁生　中村　新